

役員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪歯科大学(以下「法人」という。)の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人寄附行為第5条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、法人給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は月額とし別表1の通りとする。

2 前項の規定にかかわらず、教職員として現に給与の支給を受けている役員の報酬の額は、前項の役員として受ける報酬の月額から、教職員として受けている給与のうち法人給与規程第18条に定める役職手当の月額を減じた額とする。

3 賞与は法人教職員の賞与支給基準に準じて支給するものとする。

4 退任慰労金は、役員の任期を満了した者に対して、別表2により退任慰労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退任慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退任した日後1か月以内

2 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員には、法人教職員に適用する旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(報酬等の日割計算)

第6条 新たに役員に就任した場合には、その日から報酬を支給する。

2 役員を退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円以上に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、2020(令和)年4月1日より施行する。

2 役員の報酬及び顧問の手当取扱内規(平成15年3月1日)は、これを廃止する。

3 この規程は、2025(令和7)年3月28日に改正した。

ただし、第3条の規定は、2025(令和7)年度の定時評議員会の終結の翌日から適用する。

別表 1 役員の報酬（第 3 条第 1 項関係）

役職名	報酬額(月額)
理事長	383,500 円
常務理事	283,500 円
業務執行理事 (常務理事を除く)	233,500 円
理 事	233,500 円
監 事	283,500 円